

2019年6月26日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ル ッ タ フ ル ッ タ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 C E O 長 澤 誠
(コード番号：2586 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 徳 島 一 孝
TEL. 03-6272-3190

債務超過の猶予期間入りに関するお知らせ

当社は、本日、有価証券報告書を提出し、2019年3月期において、債務超過となったことから、株式会社東京証券取引所が本日発表したとおり、有価証券上場規定第603条第1項第3号本文の規定に基づき、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる法定開示書類

有価証券報告書（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2. 債務超過に至った経緯

当社は、健康志向の高まりと共に体に良いものとして女性を中心に人気を集めている、アサイー飲料を中心としたアマゾンフルーツの販売企業として事業を行ってまいりました。しかしながら、顧客ニーズの変化や飲料業界の競争激化などの要因により、2016年3月期に業績が悪化し、その後も業績不振から脱却できない状態が続いております。2018年3月期には、新商品や新たなコンセプトの商品であるPRESSシリーズの発売をはじめ、2019年3月期には同シリーズの販売が好調に推移しましたが、主力であるアサイー製品等の販売が下振れし、アサイー原材料在庫の当初予定消化数量を大きく下回ったことで、375百万円の評価損を計上したことから、2019年3月期末において775百万円の債務超過となりました。

3. 猶予期間

2019年4月1日から2020年3月31日

4. 今後の見通し

当社は、今後、既存の新株予約権の行使などの資本政策を進めると共に、新商品の開発と投入でアサイー他アマゾンフルーツの在庫消化を図ります。さらに、台湾における海外店舗の展開を機に、アジアでのアサイーの認知度を高め、当社としても原材料の卸販売などを広げてまいります。このような取り組みで2020年3月期末までには、債務超過の解消を図ってまいります。

以上

■ 本件に関するお問い合わせ窓口 ■

株式会社フルッタフルッタ IR室 TEL：03-6272-3190